

移転価格税制の適用に係る
簡素化・合理化アプローチ
(FAQ)

令和 7 年 6 月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

用語の意義

この FAQ の文中で用いている用語の意義は次のとおりです。

用語	意義
措置法	租税特別措置法をいいます。
国外関連者	措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する国外関連者をいいます。
国外関連取引	措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する国外関連取引をいいます。
独立企業間価格	措置法第 66 条の 4 第 1 項に規定する独立企業間価格をいいます。
独立企業間価格の算定方法	措置法第 66 条の 4 第 2 項各号に掲げる方法をいいます。
利益 B ガイダンス	令和 6（2024）年 2 月に OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」から公表された移転価格税制の簡素化のためのガイダンス（原題：OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Pillar One - Amount B）をいいます。
簡素化・合理化アプローチ	利益 B ガイダンスにおいて示された移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ（The simplified and streamlined approach）をいいます。
covered jurisdiction	<p>以下①～③のいずれかの条件を満たす国・地域をいいます。</p> <p>① OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」の加盟国・地域で、世界銀行の所得水準分類において、低所得国、低中所得国、高中所得国に該当する国・地域（EU、OECD、G20 加盟国を除く）</p> <p>② OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」の加盟国・地域で、OECD、G20 加盟国の内、2024 年 3 月までに OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」に対して簡素化・合理化アプローチの実施の意思を示した上記①の所得水準分類に該当する国・地域</p> <p>③ OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」の非加盟国・地域で、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」に対して簡素化・合理化アプローチの実施の意思を示し、その承認を受けた上記①の所得水準分類に該当する国・地域</p> <p>なお、covered jurisdiction に該当する国・地域のリストは、OECD ウェブサイトに公表されていますが、その基準は 5 年毎に更新することとされています。</p> <p>http://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/support-materials/2024/02/pillar-one-amount-b_41a41e1e/statement-covered-jurisdiction-definition-inclusive-framework-commitment-amount-b.pdf</p> <p>（注）上記 OECD ウェブサイトは簡素化・合理化アプローチを実施している国・地域を示すものではありません。</p>

TP 指針	平成 13 年 6 月 1 日付査調 7—1 ほか 3 課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)をいいます。
事前確認	TP 指針 1—1 (40) に定める事前確認をいいます。
租税条約	法人税法第 2 条第 12 号の 19 ただし書に規定する条約をいいます。
相互協議	TP 指針 1—1 (39) に定める相互協議をいいます。
移転価格文書	TP 指針 3—5 に定める移転価格文書をいいます。

目次

(簡素化・合理化アプローチの概要)
問1 簡素化・合理化アプローチの概要を教えてください。 1
(独立企業間価格の算定)
問2 当社の国外関連者（子会社等）が所在する進出先国・地域において簡素化・合理化アプローチを適用して独立企業間価格を算定した取引については、我が国においても簡素化・合理化アプローチを適用して独立企業間価格を算定することはできますか。 1
(事前確認の申出の可否)
問3 簡素化・合理化アプローチを実施した国・地域に所在する当社の国外関連者（子会社等）との間で行った国外関連取引について、簡素化・合理化アプローチの適用結果を独立企業間価格とする事前確認の申出は可能でしょうか。 1
(進出先国・地域における簡素化・合理化アプローチを適用した課税等により二重課税が生じた場合の手続)
問4 当社の国外関連者（子会社等）が所在する進出先国・地域において、簡素化・合理化アプローチを適用した課税が行われたこと等により二重課税が生じた場合、相互協議の申立てを行うことは可能でしょうか。 1
(移転価格文書の作成)
問5 当社の国外関連者（子会社等）が所在する進出先国・地域において簡素化・合理化アプローチを適用して作成された移転価格文書は、我が国において独立企業間価格を算定した移転価格文書として認められるのでしょうか。 2

(簡素化・合理化アプローチの概要)

問1 簡素化・合理化アプローチの概要を教えてください。

【答】 OECD/G20「BEPS 包括的枠組み」において、経済のデジタル化・グローバル化に伴う課税上の課題に関して議論が行われています。簡素化・合理化アプローチはその解決策の一つとして、基礎的マーケティング・販売活動を行う販売会社の国外関連取引のうち一定の基準を満たした取引に対し、移転価格税制の適用の簡素化・合理化を図るものです。具体的には、定量的基準を用いることにより、法人の国外関連取引の中から対象となる取引を特定し、あらかじめ定められた利益率の適用表を用いることにより、独立企業間価格を算定するものです。

利益Bガイダンスにおいて、簡素化・合理化アプローチを実施した国・地域は、令和7(2025)年1月1日以後に開始する事業年度から、対象となる取引に対して簡素化・合理化アプローチを適用できることとされています。

なお、我が国においては、当面の間、簡素化・合理化アプローチを実施しません。

(独立企業間価格の算定)

問2 当社の国外関連者(子会社等)が所在する進出先国・地域において簡素化・合理化アプローチを適用して独立企業間価格を算定した取引については、我が国においても簡素化・合理化アプローチを適用して独立企業間価格を算定することはできますか。

【答】 我が国においては、簡素化・合理化アプローチを実施していないことから、国外関連者が所在する進出先国・地域における簡素化・合理化アプローチの適用状況にかかわらず、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて独立企業間価格を算定する必要があります。

このことは、国外関連者の所在する進出先国・地域が covered jurisdiction に該当するか否かによって影響を受けません。

(事前確認の申出の可否)

問3 簡素化・合理化アプローチを実施した国・地域に所在する当社の国外関連者(子会社等)との間で行った国外関連取引について、簡素化・合理化アプローチの適用結果を独立企業間価格とする事前確認の申出は可能でしょうか。

【答】 我が国においては、簡素化・合理化アプローチを実施していないことから、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて事前確認の申出を行う必要があります。

このことは、国外関連者の所在する進出先国・地域が covered jurisdiction に該当するか否かによって影響を受けません。

(進出先国・地域における簡素化・合理化アプローチを適用した課税等により二重課税が生じた場合の手続)

問4 当社の国外関連者(子会社等)が所在する進出先国・地域において、簡素化・合理化アプローチを適用した課税が行われたこと等により二重課税が生じた場合、相互協議の申立てを行うことは可能でしょうか。

【答】 国外関連者が所在する進出先国・地域から簡素化・合理化アプローチを適用した課税が

行われたことにより二重課税が生じた場合において、当該進出先国・地域と我が国との間に租税条約があるときは、当該租税条約に基づき相互協議の申立てを行うことができます。

国外関連者が所在する進出先国・地域と我が国において、異なるアプローチで算出された異なる独立企業間価格の算定結果をもって、それぞれの国・地域において申告したことにより、二重課税の状態が生じた場合においても、当該進出先国・地域と我が国との間に租税条約があるときは、当該租税条約に基づき相互協議の申立てを行うことができます。

両当局間における相互協議は、簡素化・合理化アプローチでなく従来の独立企業間価格の算定方法に基づいて行うこととなりますが、この対応は、国外関連者が所在する進出先国・地域が covered jurisdiction に該当する場合であっても同様となります。

なお、利益Bガイダンスには、国外関連者が所在する進出先国・地域において簡素化・合理化アプローチが適用された場合、当該進出先国・地域が covered jurisdiction に該当し、かつ、租税条約が締結されているときは、簡素化・合理化アプローチを適用した国外関連者との取引を行った法人の所在地国・地域内の法令や執行上の慣行の範囲内において、当該進出先国・地域の簡素化・合理化アプローチの適用結果を尊重 (respect) する旨が記載されています。相互協議でもこれを踏まえ、我が国の法令や執行上の慣行の範囲内において、対応することになります。

(移転価格文書の作成)

問5 当社の国外関連者（子会社等）が所在する進出先国・地域において簡素化・合理化アプローチを適用して作成された移転価格文書は、我が国において独立企業間価格を算定した移転価格文書として認められるのでしょうか。

【答】 我が国においては、簡素化・合理化アプローチを実施していないことから、国外関連者が所在する進出先国・地域で簡素化・合理化アプローチを適用して作成された移転価格文書は、我が国の移転価格税制に係る文書化の報告様式に沿ったものとはいえません。そのため、我が国の移転価格税制に係る文書化の規定により、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて独立企業間価格を算定した移転価格文書の作成及び保存並びに（当局の要請に基づく）提出が必要となります。

ただし、当該進出先国・地域で簡素化・合理化アプローチを適用して作成された移転価格文書であっても、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて独立企業間価格を分析・算定した結果を併記しており、かつ、当該算定結果と簡素化・合理化アプローチの適用結果が整合的である場合には、当該移転価格文書は我が国の移転価格税制に係る文書化の報告様式に沿ったものといえます。

上記の取扱いは、国外関連者が所在する進出先国・地域が covered jurisdiction に該当するか否かによって影響を受けません。